

笛吹市国民健康保険通信

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険(以下「国保」)の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

🕒 令和2年度国保税率改定(引き下げ)のお知らせ

令和2年度の国保税率は引き下げられることになりました。

平成30年度から、県が国保の財政運営の主体となり、市は、県へ国保事業納付金を納め、それに見合う金額を国保税として賦課・徴収するしくみになりました。この制度改正に伴い、急激に納付金が上がらないよう笛吹市は減額調整措置を受けることができたため、納付金が引き下げられ、国保税率の引き下げが可能となりました。しかし、減額調整には期限があり、年々調整額が少なくなる仕組みになっていますので、医療費の増加は、納付金の増加につながり、また国保税の引き上げの要因にもなりますので、今後も適正な国保税率を維持していくため、医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします。

令和元年度

区分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医療給付費分	7.52%	—	34,100円	25,700円	61万円
後期高齢者支援金分	2.35%	—	10,600円	8,000円	19万円
介護納付金分※	1.65%	—	10,400円	5,100円	16万円
計※	11.52%	—	55,100円	38,800円	96万円



令和2年度

区分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医療給付費分	7.19%	—	30,200円	21,600円	63万円
後期高齢者支援金分	2.37%	—	9,800円	7,000円	19万円
介護納付金分※	1.86%	—	9,900円	5,100円	17万円
計※	11.42%	—	49,900円	33,700円	99万円

※介護納付金分は40歳から64歳までの方が課税されます。

※所得割額は前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて算出します。

🕒 国保税の軽減対象が拡充されます

国保税は所得に応じて、均等割額と平等割額が軽減されます。対象となる所得の判定基準が変更されました。

軽減判定所得(令和元年度)

7割軽減	前年の総所得金額が、33万円以下
5割軽減	前年の総所得金額が、 33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	前年の総所得金額が、 33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下



軽減判定所得(令和2年度)

7割軽減	前年の総所得金額が、33万円以下
5割軽減	前年の総所得金額が、 33万円 + (28万5千円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	前年の総所得金額が、 33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

※被保険者数には、国保から後期高齢者医療に移行した方を含めます。

② 令和2年度の国保納税通知書と後期高齢者医療保険料決定通知書は7月中旬に送付します

納期は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
令和2年 7月31日 (金)	8月31日 (月)	9月30日 (水)	11月2日 (月)	11月30日 (月)	12月28日 (月)※1	令和3年 2月1日 (月)	3月1日 (月)

※1 第6期の口座引落は12月25日(金)です。

※1 後期高齢者医療保険料の第6期納期限は、令和3年1月4日(月)です。

※特別徴収(年金天引き)対象者は、納期に関係なく年金からの天引きとなります。

② 国民健康保険の一部負担金(医療機関へ支払う部分)の減額・免除について

生活が著しく困窮し、一部負担金の支払いが困難であると認められたときは、国民健康保険の一部負担金の減額・免除が受けられる場合があります。

減額及び免除の期間は、申請のあった日の属する月を含めて3ヶ月以内となります。

▼ 減額・免除が受けられる対象世帯

- 震災、風水害、火災その他の災害により死亡もしくは心身に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき
 - 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき(入院療養を受ける被保険者の属する世帯)
- ※お手続きには申請書の他に、罹災証明書・生活状況申告書等の添付が必要となります。
詳しくはお問い合わせください。